

平成13年1月16日
核燃料サイクル開発機構
日本原燃株式会社

MOX燃料加工事業に関する技術協力について

1. はじめに

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）は、電気事業連合会（以下「電事連」という。）の要請を受け、平成10年12月から我が国における軽水炉用MOX燃料加工事業に関する調査・検討を、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）の技術協力も得て行ってきました（「調査に関する技術協力協定」の締結について平成11年6月15日ご報告）。

電事連は、この調査・検討の結果を受け、技術面、経済面等から我が国におけるMOX燃料加工の事業化は十分に可能であると判断し、平成12年11月10日に原燃に対して事業主体要請を行いました（平成12年11月14日電事連からご報告）。原燃は、この要請の受諾を平成12年11月20日表明し、青森県及び六ヶ所村への新規立地申入れに向けて、事業の詳細検討を進めることとしました。

このため、サイクル機構及び原燃は、平成11年6月に締結した「調査に関する技術協力協定」を見直し、サイクル機構がこれまで蓄積してきた技術情報の活用等を円滑に進めるべく、「MOX燃料加工施設の建設、運転等に関する技術協力協定」を平成12年12月27日付けで締結しましたので、その概要をご報告します。

2. 技術協力協定改定の概要

現在の「MOX燃料加工事業に係る調査に関する技術協力協定」（平成11年6月締結）を以下のとおり改定しました。

(1) 改定の趣旨

原燃が進めるMOX燃料加工施設が、より経済性に優れ、技術的信頼性の高い施設となることを目標に、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日決定)に則り、サイクル機構が保有する技術の移転を進めること。

(2) 協定に定める主な事項

1) 主な技術協力の内容

①サイクル機構の保有する技術情報の開示及び使用許諾

MOX燃料加工全般にわたる技術情報の開示等

②原燃へのサイクル機構の技術者の出向、派遣等

MOX燃料生産等の業務経験を有し、プルトニウムの取扱に精通した技術者の派遣

③サイクル機構への原燃技術者の受入れ

運転要員等育成のための技術者の受入れ

④原燃から委託された業務等の実施

確証が必要な機器・設備の試験の実施等

⑤サイクル機構の施設の供用

開発試験等のためのサイクル機構の施設の原燃による利用

2) 開示技術情報、成果技術情報に関する取扱い及び管理

①開示技術情報等をMOX燃料加工施設の設計、建設、運転等に使用することを許諾する。

②開示技術情報等の機密を保つため、技術情報管理に関する内部規準により、適切な管理を行うものとする。

3) 技術者の出向、派遣、施設の供用、委託業務等の実施等に関する取扱い

3. 協定締結日

平成12年12月27日

以上